



令和 7 年度 長野市一般廃棄物処理実施計画書

長野市環境部生活環境課

令和 7 年 4 月

■ 目的

長野市一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び施行規則第1条の3の規定により策定する計画であり、長野市一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める計画である。

本計画は、令和7年度に実施する事業について定めるものである。

■ 処理計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

■ 処理計画区域 長野市全域

■ 施行日 令和7年4月1日 施行

目次

ごみ処理実施計画	1
1 ごみ処理量見込み	1
2 収集・運搬計画	2
(1) 家庭ごみ	2
① 定期収集ごみ	2
② モデル地区収集	3
③ 一時多量ごみ	4
④ 特定家庭用機器廃棄物	4
⑤ 資源物の拠点回収	5
⑥ 処理困難物	6
(2) 事業ごみ	6
(3) その他のごみ	7
(4) 主灰・溶融飛灰等	7
(5) 資源化残渣	7
(6) 積替・保管	7
(7) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可	7
3 ながの環境エネルギーセンターの受入れ	9
4 市資源再生センターの受入れ	9
5 市資源再生センタースtockヤードでの指定廃棄物の受入れ	9
6 資源化処理計画	9
(1) 不燃ごみ	9
(2) 缶・ビン	9
(3) プラスチック製容器包装、ペットボトル	10
(4) 紙	10

(5) 生ごみ	10
(6) 木くず・剪定枝葉等	10
(7) 特定家庭用機器廃棄物	10
(8) 家庭系パソコン	10
(9) 乾電池、廃食用油及び家庭系の割れていない使用済み蛍光灯	11
(10) 廃タイヤ	11
(11) 使用済みバッテリー	11
(12) 医療系廃棄物	11
① 在宅医療系廃棄物	11
② 医療機関から排出される医療系廃棄物	11
(13) 廃消火器	11
(14) 使用済小型家電	11
(15) スプリングマットレス等	11
7 中間処理計画	11
8 最終処分計画	12
9 市外からの一般廃棄物受入れ	12
10 外部搬出	12
11 排出状況、処理主体、処理計画一覧表	12
12 ごみの発生抑制のための方策等（具体的施策）	13
(1) 4Rの推進に関する事項	13
① 家庭ごみの減量・分別の推進	13
② 事業ごみの減量・分別の推進	15
③ 家庭ごみ処理手数料の適正な負担	16
④ 地域循環共生圏づくりの推進	17
⑤ 食品ロス削減の推進	18
⑥ プラスチックスマートの推進	18
(2) 収集運搬に関する事項	19
① 住民自治協議会との連携	19
② 排出機会の増加	20
③ 家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック等導入の検討	21
④ 一般廃棄物収集運搬業許可の検証	21
(3) 中間処理に関する事項	22
① 長野広域連合ごみ処理広域化の推進	22
② 資源再生センターの計画的な運営	22
③ ごみ処理手数料の適正な設定	23
(4) 最終処分に関する事項	23
① 長野広域連合最終処分場の施設整備	23
(5) 災害廃棄物対策に関する事項	24
① 災害廃棄物処理計画の見直し	24
(6) 計画の推進に関する事項	24
① PDCAサイクルによる計画の点検	24
生活排水処理実施計画	25
1 し尿、浄化槽汚泥処理量の見込み	25
2 収集・運搬体制	25

3	中間処理計画	27
(1)	長野市衛生センター	27
(2)	須高衛生センター	27
(3)	千曲衛生センター	27
(4)	犀峽衛生センター (H26 休止)	27
(5)	信濃理化学工業㈱	28
4	最終処分計画	28
5	市外からの一般廃棄物受入れ	28
6	外部搬出	29

オレンジ色の収集車 40 台に AED(自動体外式除細動器)を搭載しています。
収集車の運転手は、AED の使用方法の講習を受けているので、「もしも」のときは声をかけてください。

ハッカー車怪獣

だいちゃん



ごみ処理実施計画

1 ごみ処理量見込み

項 目			計画数値
行政区域内人口 (人)			358,757
家庭ごみ (収集ごみ)	排出量計 (トン/年)		68,606
	一人一日当たり (g/人・日)		524
	可燃ごみ (トン/年)		49,230
	一人一日当たり (g/人・日)		376
	数値目標 家庭系食品ロス量	(g/人・日)	29.2
	不燃ごみ (トン/年)		4,047
	一人一日当たり (g/人・日)		31
	数値目標 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)		407
	資源物 (トン/年)		15,329
	一人一日当たり (g/人・日)		117
	紙	(トン/年)	2,226
	びん	(トン/年)	1,833
	缶	(トン/年)	524
事業系ごみ	ペットボトル	(トン/年)	524
	プラスチック製容器包装	(トン/年)	3,274
	剪定枝葉	(トン/年)	6,547
	その他資源物	(トン/年)	401
	数値目標 事業系ごみ排出量 (トン/年)		40,154
	数値目標 事業系可燃ごみ排出量 (トン/年)		38,579
	不燃ごみ	(トン/年)	1,461
	資源物	(トン/年)	114
小 計 (トン/年)			108,760
集団回収量 (トン/年)			7,097
数値目標 ごみ総排出量 (トン/年)			115,857
一人一日当たりのごみ総排出量 (g/人・日)			885
数値目標 最終処分量 (トン/年)			3,312

2 収集・運搬計画

(1) 家庭ごみ

家庭ごみは、次の区分に定める方法により排出するもののほか、「家庭用資源物とごみの出し方保存版」、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」及び市ホームページ等により定めた方法により排出するものとする。

① 定期収集ごみ

定期収集ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。）及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が以下の収集回数により収集運搬を行うものとする。

なお、委託事業者が可燃ごみを収集した際の運搬先（ながの環境エネルギーセンター又はちくま環境エネルギーセンター）は、別途指定するものとする。

収集区域	分別区分		収集回数 (※1)	収集場所	排出方法	備考
長野市全域	可燃ごみ		2回／週	ごみ集積所	条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による市が指定する袋に入れて出す。(※2) 袋に入らない大きさで、およそ1m×50cm×50cmまでのものについては、条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による粗大ごみシールを貼付して出す。	指定袋及び粗大ごみシールは、条例第9条第2項の規定に基づく小売店で購入する。(※2) 家庭灰は、濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、出すことができる（ごみ処理手数料の納付は不要）。 プラスチック製容器包装のうち、袋に入らない大きさで、およそ1m×50cm×50cmまでのものについては粗大ごみシールの貼付は不要。
	家庭灰					
	不燃ごみ		1回／4週			
	資源物	プラスチック製容器包装	1回／週		4種類に分けて、ひもで十文字にしばって出す。	①新聞・折込チラシ ②ダンボール ③紙パック ④雑誌・その他の古紙
		紙	1回／4週			
		缶	1回／4週		ごみ集積所の青色ネット袋へ出す。	
		ペットボトル	2回／4週		ごみ集積所の緑色ネット袋へ出す。	

収集区域	分別区分		収集回数 (※1)	収集場所	排出方法	備考
		剪定 枝葉等	1回／週 (※3)		枝類はひもでしばり、草・葉は中身が見える袋（市指定袋以外の袋(旧指定袋でも可)）に入れて出す。	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切り花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉
		ビン	1回／4週		ごみ集積所の色別コンテナへ出す。	ビンは、無色透明、茶色、その他の色に分け、それぞれ白、茶、青色コンテナへ出す。ただし、視覚障がい者については、ビン分けせずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼って出すことができる。
		乾電池				

② モデル地区収集

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の令和4年4月施行に伴い、プラスチック製容器包装に新たにプラスチック使用製品廃棄物を加え「資源プラスチック」として、令和8年度からの全市一斉収集開始に向け、令和7年度は豊野地区をモデル地区として分別収集を行う。

これにあわせ、充電式電池等もごみ集積所において分別収集を行う。

収集区域	分別区分		収集回数	収集場所	排出方法	備考
豊野地区 (モデル地区)	資源物	資源プラスチック	1回／週	ごみ集積所	条例第9条第1項第2号及び条例第14条別表第1の規定による市が指定する袋に入れて出す。	資源プラスチックは、プラスチック製容器包装及び条件を満たす(※4)プラスチック使用製品廃棄物が対象。 プラスチック製容器包装のうち、袋に入らない大きさで、およそ1m×50cm×50cmまでのものについては粗大ごみシールの貼付は不要。
		充電式電池等	1回／月		ビンの収集日に、端子部分を絶縁した上で、中身が見える袋（市指定袋以外の袋(旧指定袋でも可)）に入れて、ごみ集積所の赤色コンテナへ出す。	各種充電式電池類と充電式電池を取り外せない充電式電池内蔵小型電気製品

※1 以下に掲げる地区の収集回数は下表のとおり。

地区 分別区分	豊野地区	戸隠・鬼無里・大岡 地区及び信州新町地 区の一部
可燃ごみ	2回／週	1回／週
不燃ごみ	1回／月	1回／4週
プラスチック製容器包装	—	1回／週
資源プラスチック	1回／週	—
紙	2回／月	1回／4週
缶	2回／月	1回／4週
ペットボトル	1回／月	1回／2週
剪定枝葉等（※3）	1回／週	集積所収集なし
ビン	1回／月	1回／4週

※2 可燃ごみ及び不燃ごみ用の旧指定袋については、旧指定袋の容量に応じた手数料納付済みシールを小売店で購入し、当該旧指定袋に貼付した場合に限り、当面の間使用することができる。

※3 剪定枝葉等の収集は、本年度4月から12月までとし、本年度1月から3月までの間の収集は行わない。なお、この間に出る剪定枝葉等は、翌年度4月まで家庭で保管しておくか、可燃ごみとして排出するものとする（可燃ごみとして排出する場合は、表中の可燃ごみの排出方法等に従う）。また、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条地区はごみ集積所での剪定枝葉等の定日収集は行わない。

※4 100%プラスチック使用製品廃棄物の内、長辺が30cm未満かつ厚さ5mm未満までに該当するもの

③ 一時多量ごみ

一時多量ごみについては、次のいずれかにより処理する。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び市資源再生センターへ持ち込むごみの受入基準は、「受入廃棄物一覧表」により定めるものとする。

ア 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは市資源再生センターへ持ち込む。

イ 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみ同様に分別の上、申込みにより市が直営で収集運搬する。

ウ 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設への運搬を依頼する。

④ 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物については、次のいずれかにより処理する。

ア 原則として、購入店又は買替えをする販売店に引き取りを依頼する。

イ 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所又は市資源再生センターに持ち込む。

ウ 郵便局でリサイクル料金支払い後、市資源再生センター又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼する。

エ ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、直富商事(株)へ排出者が自ら持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼し、別途処理料金を

支払うことで処理することができる。

⑤ 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から発生した資源物の一部について、指定回収場所での拠点回収を実施する。

ア サンデーリサイクル

以下の日程、場所により「サンデーリサイクル」を実施する。回収する品目は、紙（新聞・折込ちらし、段ボール、雑誌・その他の古紙）、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、家庭用廃食用油（一部の会場のみ）、剪定枝葉等（戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所会場のみ）及び使用済小型家電（西友古里店及びA・コープファーマーズ篠ノ井店会場のみ）とする。

実施時間 午前9時から正午まで

	会 場	会 場 別 回 収 品 目
第1日曜日	西友西尾張部店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	西友南長野店（稲里）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	西友伊勢宮店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	デリシア若槻店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	戸隠支所（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
第2日曜日	西友古里店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、使用済小型家電（※1）
	A・コープファーマーズ篠ノ井店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、使用済小型家電（※2）
	ラ・ムー長野店（稲葉）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	鬼無里支所（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
第3日曜日	柳原総合市民センター（4月を除く）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	西友川中島店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	豊野温泉りんごの湯	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	デリシア大豆島店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	信州新町支所（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等
	中条総合市民センター（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等

	会 場	会 場 別 回 収 品 目
第 4 日 曜 日	西友長野北店（檀田）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池
	ラ・ムー長野店（稲葉）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	A・コープファーマーズ松代店	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油
	大岡支所（4月～11月）	紙、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、廃食用油、剪定枝葉等

※1・2 使用済小型家電の回収は、4月・6月・9月・12月・1月・3月に西友古里店で、5月・8月・10月・11月・2月にA・コープファーマーズ篠ノ井店で実施

イ 家庭用蛍光灯

割れていない使用済みの家庭用蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収を実施する。

ウ 剪定枝葉等

家庭から一時的に多量に出る庭木の剪定枝葉、落ち葉、草等については、定期収集及びサンデーリサイクル会場（一部の会場のみ）で収集するほか、資源再生センター指定回収場所で随時回収を実施する（自己搬入する場合に限る）。

エ 使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市が委託した小型家電回収協力店で随時回収を実施する。

⑥ 処理困難物

ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターで処理することが困難なものは、次に掲げる方法により処分するものとする。

ア 指定廃棄物

家庭から出る廃棄物のうち、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターで処理できないもので、市が指定した一部の品目は、資源再生センタースtockヤードに持ち込むか市が許可した一般廃棄物処分業許可業者へ持ち込む。

イ スプリングマットレス等

金属製のスプリングを使用したマットレス及びソファ等（以下「スプリングマットレス等」という。）は、次のいずれかにより処理をする。

(7) 排出者が自ら資源再生センターへ持ち込み予約し、資源再生センタースtockヤードに持ち込む。

(イ) 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼するか、同者又は市が許可した一般廃棄物処分業許可業者（5者）に搬入する。

ウ その他処理困難物

指定廃棄物以外のながの環境エネルギーセンター又は資源再生センターで処理することが困難と認められるものは、別途市が指示する方法により処理するものとする。

(2) 事業ごみ

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うも

のとする。

また、事業者は、事業ごみの減量その他適正な確保等に関し、市の施策に協力するものとする。

本市の事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理する。

- ア 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- イ 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- ウ 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- エ 国民宿舎松代荘調理過程で発生する野菜くずは、資源への転換を促進するため、分別し農業研修センターへ運搬する。

（3）その他のごみ

地域住民の奉仕活動等による清掃ごみ等は、その実施者が自ら、可燃ごみ、不燃ごみ、剪定枝葉等に分別し、公共ごみ専用指定袋を使用してごみ集積所に出すか、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ持ち込むか、市が直営で収集運搬する。

（4）主灰・溶融飛灰等

ながの環境エネルギーセンターで発生した溶融飛灰、メタル、スラグ、溶融しない主灰、溶融しない除塵飛灰及び磁性物等は、ながの環境エネルギーセンター運営事業者（ながの環境テクノロジー(株)）が運搬委託した事業者で運搬する。

ながの環境エネルギーセンターで発生した溶融不適物、脱塩飛灰、ながの環境エネルギーセンター運営事業者で処理しないスラグは、長野広域連合が運搬委託した事業者で運搬する。

また、ちくま環境エネルギーセンターで発生した溶融飛灰、スラグ、溶融しない主灰及び除塵飛灰は、ちくま環境エネルギーセンター運営事業者（ちくま環境サービス(株)）が運搬委託した事業者で運搬し、ちくま環境エネルギーセンターで発生した溶融不適物、脱塩飛灰及び不適合スラグは、長野広域連合が運搬委託した事業者で運搬する。

（5）資源化残渣

資源再生センターで資源化处理した際に発生した資源化残渣（資源化处理後に残った可燃性又は不燃性のもの）は、ながの環境エネルギーセンターへ市が直営又は市が委託した事業者が運搬する。

（6）積替・保管

市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者のうち、積替・保管の許可又は指定を受けた者は、その許可又は指定条件に応じて、積替・保管後、処理施設へ搬入することができる。

（7）一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可

ごみ発生見込み量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可申請（新規）は受け付けない。

ただし、以下の「長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針」に該当する場合はこの限り

ではない。

長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針

- 1 本市を除く長野広域連合市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、同市町村の一般廃棄物（可燃ごみ）を本市にある一般廃棄物処理施設まで収集運搬し、処分することが必要である場合
- 2 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定により、本市以外の市町村で収集した特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所まで運搬する場合
- 3 本市又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- 4 本市又は既存の許可業者の処理方法以外で一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合
- 5 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有している場合で、個人が法人化する場合又は法人同士が合併する場合（ただし、現在保有している許可品目に限る）

令和3年4月1日適用

3 ながの環境エネルギーセンターの受入れ

長野広域連合ごみ焼却施設設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則により、可燃ごみを受け入れる。

受入時間・休業日

月曜日～金曜日 午前8時30分から11時30分まで及び午後1時から4時30分まで
土曜日 午前8時30分から11時30分まで
日曜日及び祝日は、原則として休み

4 資源再生センターの受入れ

不燃ごみ及び資源物を次のとおり受け入れる。

受入時間・休業日

月曜日～金曜日 午前8時30分から11時30分まで及び午後1時から4時30分まで
土曜日 午前8時30分から11時30分まで
日曜日及び祝日は、原則として休み

5 資源再生センターストックヤードでの指定廃棄物の受入れ

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物について、資源再生センターで事前に予約受付し、資源再生センターストックヤードで市民から有料で受入れを行う。受入れた指定廃棄物については、処理業者に市が処理委託する。

指定廃棄物の品目及び手数料については、別に定める。

事前予約の受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く
資源再生センターストックヤードでの受入日時
毎月第2及び第4土曜日 午前8時30分から11時30分まで
ただし、祝日を除く

6 資源化処理計画

(1) 不燃ごみ

資源再生センター資源化施設で粗大鉄、粗大アルミ、破碎鉄、破碎アルミ等の金属類及び使用済小型家電廃棄物並びに資源化残渣に選別し、粗大鉄、粗大アルミ、破碎鉄及び破碎アルミ等の金属類は売却し、使用済小型家電廃棄物は後述(14)のとおり再資源化し、資源化残渣はながの環境エネルギーセンターで焼却処理する。

【資源再生センター資源化施設概要】

名 称	長野市資源再生センター資源化施設
所 在 地	長野市松岡二丁目42番1号
処 理 能 力	不燃・粗大ごみ系 150 t / 5 h
	資源系 20 t / 5 h

(2) 缶・ビン

缶については、資源再生センターで鉄とアルミに選別し、売却する。又は市が許可す

る一般廃棄物処分業許可事業者で選別、資源化处理を行う。

ビンについては、資源再生センター資源化施設でそれぞれ種類ごとに保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会で資源化处理を行うか売却する。

(3) プラスチック製容器包装、ペットボトル、プラスチック使用製品廃棄物

プラスチック製容器包装(モデル地区収集分を除く)については、資源再生センターのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設にて手選別により異物を除去した後、圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会で資源化处理を行う。

ペットボトルについては、資源再生センターのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設にて圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会で資源化处理を行う。又は市が許可する一般廃棄物処分業許可業者で資源化处理を行う。

プラスチック使用製品廃棄物(モデル地区収集分、プラスチック製容器包装を含む)については、資源再生センターのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設にて手選別により異物を除去した後、圧縮梱包し保管した後、市が処理委託した事業者で資源化处理を行う。

【資源再生センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設概要】

名 称	長野市資源再生センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設
所 在 地	長野市松岡二丁目42番1号
圧縮梱包設備	油圧式、ラッピング+PPバンド
処 理 能 力	10 t / 5 h × 2 系列 = 20 t / 日

(4) 紙

古紙事業者、市が処理委託した事業者又は市が許可する一般廃棄物処分業許可業者に資源化处理を行う。

(5) 生ごみ

一般廃棄物処分業許可業者、登録再生利用業者(指定証に記載のある排出元からの生ごみに限る)、特定非営利活動法人又は農業研修センターで資源化处理を行うほか、堆肥化による自家処理又はながの環境エネルギーセンターで焼却処理を行う。

(6) 木くず・剪定枝葉等

定期収集、サンデーリサイクル会場での拠点回収及び資源再生センター指定回収場所で回収した剪定枝葉等は、市が処理委託した事業者で資源化处理を行う。

それ以外のものは、一般廃棄物処分業許可業者又は市が指定する一般廃棄物再生利用業者(指定証に記載のある排出元からの木くずに限る)で資源化处理又は市の「果樹剪定枝等まきストーブ活用推進事業」により処理を行う。

(7) 特定家庭用機器廃棄物

リサイクル料金が支払われたものは製造事業者等のリサイクルプラントで資源化处理を行う。

リサイクル料金を支払わず直富商事(株)で保管されたものは、エコネコルあづみ野プラザ家電リサイクル地域方式により資源化处理を行う。

(8) 家庭系パソコン

製造事業者又はパソコン3R推進センターを通じて資源化处理を行う。又は、使用済

小型家電として使用済小型電子機器等の再資源化の処理に関する法律に基づく認定事業者に引き渡して再資源化する。

- (9) 乾電池、廃食用油及び家庭系の割れていない使用済み蛍光灯
市委託事業者で資源化処理を行う。

- (10) 廃タイヤ

タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼するほか、市が許可する一般廃棄物処分業許可業者で資源化処理を行う。

- (11) 使用済みバッテリー

電池工業会リサイクル協力店、バッテリーを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼し、資源化処理を行う。

- (12) 医療系廃棄物

- ① 在宅医療系廃棄物

分別の基準は「受入廃棄物一覧表」により定めるものとする。

- ② 医療機関から排出される医療系廃棄物

医療機関が責任をもって適正に処理する。

- (13) 廃消火器

特定窓口、指定引取場所へ直接持ち込み、又は回収を依頼し、消火器リサイクル推進センター（消火器リサイクルシステム）を通じて資源化処理を行う。

- (14) 使用済小型家電

拠点回収及び不燃ごみとして資源再生センター資源化施設に搬入された廃棄物からピックアップ回収した使用済小型家電は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者に引き渡して、再資源化する。

- (15) スプリングマットレス等

一般廃棄物処分業許可業者により、スプリング等と残渣に選別した後、スプリング等は資源化処理し、残渣は、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理する。

7 中間処理計画

可燃ごみ、資源再生センター資源化施設で不燃ごみ処理の際に発生した資源化残渣、資源再生センター圧縮梱包施設で発生した異物及び展示動物の排せつ物は、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理する。

また、家庭ごみのうち市が指定する可燃ごみの一部をちくま環境エネルギーセンターで焼却処理する。

また、発生した焼却灰の一部を溶融し、スラグにする。

【ながの環境エネルギーセンター概要】

設置者	長野広域連合
名称	ながの環境エネルギーセンター
所在地	長野市松岡二丁目27番1号
炉型式	全連続燃焼ストーカ式焼却炉、電気式（プラズマ）灰溶融炉

処理能力 405 t / 24 h (135 t / 24 h × 3 炉) 、 22 t / 24 h × 2 炉 (交互運転)

【ちくま環境エネルギーセンター概要】

設 置 者	長野広域連合
名 称	ちくま環境エネルギーセンター
所 在 地	千曲市大字屋代3088番地
炉 型 式	全連続燃焼ストーカ式焼却炉、燃料式（回転式表面）溶融炉
処理能力	100 t / 24 h (50 t / 24 h × 2 炉) 、 10 t / 24 h × 1 炉

8 最終処分計画

ながの環境エネルギーセンターで発生した溶融飛灰、メタル、スラグ、溶融しない主灰、溶融しない除塵飛灰及び磁性物等は、ながの環境エネルギーセンター運営事業者（ながの環境テクノロジー(株)）が処理委託した事業者で資源化する。

ちくま環境エネルギーセンターで発生した溶融飛灰、スラグ、溶融しない主灰及び除塵飛灰は、ちくま環境エネルギーセンター運営事業者（ちくま環境サービス(株)）が処理委託した事業者で資源化する。

また、ながの環境エネルギーセンターで発生した溶融不適物、脱塩飛灰及びながの環境エネルギーセンター運営事業者で処理しないスラグ並びにちくま環境エネルギーセンターで発生した溶融不適物、脱塩飛灰及び不適合スラグは、長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）で埋め立てする。

【長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）概要】

設 置 者	長野広域連合
名 称	長野広域連合一般廃棄物最終処分場
愛 称	エコパーク須坂
所 在 地	長野県須坂市大字亀倉字北ノ山850番
敷 地 面 積	約10.6ha（埋立面積：16,700㎡、埋立容量：85,000㎥）
施設の種類	一般廃棄物最終処分場（オープン型）

9 市外からの一般廃棄物受入れ

市外において発生した一般廃棄物を市内へ搬入及び処分（再生）する場合は、長野市外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議に関する事務取扱要領に基づき、排出元自治体と協議し、適当と認められる場合は受け入れる。

10 外部搬出

長野市内で資源化処理できない蛍光灯、乾電池等及びながの環境エネルギーセンターの主灰及び溶融飛灰等については、処理施設のある市町村と事前に協議し、処理を行う。

11 排出状況、処理主体、処理計画一覧表

別紙のとおり

12 ごみの発生抑制のための方策等（具体的施策）

「長野市一般廃棄物処理基本計画（R4～R8年度）」で定めているごみの処理に関し実施する施策の基本方針に基づき、次の具体的施策を実施する。

（1）4 Rの推進に関する事項

長野県では、これまでの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に「転換（リプレイス）」を加えた4 Rの取組を推進していることから、本市においても使い捨てプラスチック製品から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた4 Rを推進する。

① 家庭ごみの減量・分別の推進

市民一人ひとりがごみの減量を実践できるよう取り組むものとする。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-1-1	ごみ処理に関する理解の推進	毎日出しているごみがどのように処理されているのかを理解し、「なぜごみを減らすのか、なぜ分別するのか」について見識を深めるよう啓発します。	ごみ処理概要の発行 えこねこ通信の発行 出前講座での啓発	年1回 年1回 出前講座への職員派遣
1-1-2	ごみ減量の実践	ごみ処理に関する見識を深めた上で、ごみの減量が実践されるよう取り組みます。	生ごみの水切り徹底の啓発 県の施策への協力 信州エコスタイルごみ減量推進事業への参画	信州発もったいないキャンペーンへの協力 会議出席、情報交換等
1-1-3	ごみ分別の実践	ごみ処理に関する見識を深めた上で、ごみの分別が徹底されるよう取り組みます。	家庭用資源物・ごみの出し方保存版の改訂 家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの発行 市LINE公式アカウントAIチャットボットの整備 広報ながのへの掲載等	全戸配布 引っ越しに伴うごみの出し方等
1-1-4	排出されるごみの実態把握	家庭ごみの組成調査を行い、実態を把握します。	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物について実施	

施策 番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-1-5	不燃ごみの直接資源化の促進	割れていない使用済みの家庭用蛍光灯及び使用済小型家電等の再資源化を促進し、不燃ごみを削減します。	蛍光灯及び小型家電の拠点回収 スマートフォン・携帯電話の拠点回収	回収協力店（家電商）及びサンデーリサイクルにおいて回収を実施 市役所本庁・支所に回収ボックスを設置し、回収
1-1-6	住民自治協議会と連携した分別・排出指導の徹底	住民自治協議会（環境担当部会）等と連携し、ごみの分別の徹底や不法投棄されにくい環境づくりを目指します。	環境美化役員説明会で、ごみの分別及び集積所の管理について説明 分別強調月間を設定、地区役員と協力し、分別指導を実施、巡回結果について地区に報告を行い、改善を促す ルール違反ごみを調査し、排出者が特定できた場合は個別指導を実施	32地区 分別強調月間の集積所の巡回指導結果を地区に文書報告 10地区
1-1-7	不法投棄対策の徹底	不法投棄多発箇所には、啓発看板・投棄防止ネット・監視カメラなどを設置するとともに、投棄物の早期回収を行います。 また、市民及び地区役員の通報体制や関係機関との連携を強化し、監視体制を強化します。発見した不法投棄に対しては警察等関係機関とも連携しながら、厳正な対応を行います。	不法投棄監視カメラの設置 不法投棄防止ネットの設置 環境部職員による不法投棄パトロール及び回収 民間委託によるパトロール及び回収	
1-1-8	環境教育の充実	保育園や幼稚園、小中学校と連携し、ごみに関する環境教育の充実を図ります。 また、高校や大学と連携し、環境調査や啓発活動等の研究を検討します。	保育園、幼稚園及び小中学校でのごみに関する教育講座の開催 環境教育・環境学習に関する教職員研修講座の開催 災害備蓄食品の有効活用について、長野県立大学と連携し、研究	不定期

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-1-9	4 R の推進	これまでの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた4 Rを推進します。	家庭用資源物・ごみの出し方保存版で啓発 ながの環境フェア、展示会のイベント等により再生品利用等に関する情報を発信する。	ながの環境フェア 来場者数2,500名 体験講座・教室の開催回数95回
1-1-10	SDGsへの取組の推進	SDGsの達成、とりわけゴール8、9、11、12及び14を達成するための施策を実施します。 ゴール8 〃 9 〃 11 〃 12 〃 14	家庭用資源物・ごみの出し方保存版の改訂 えこねこ通信へ掲載 ゴミゼロ運動の支援	

② 事業ごみの減量・分別の推進

事業者は、排出事業者の責任を自覚し、ごみの発生段階で徹底的に分別して事業系一般廃棄物となる可燃ごみを減量するものとする。

特に、1日50kg以上一般廃棄物を排出する多量排出事業所については、毎年度減量計画書を提出し、計画的な取組をするものとする。

長野市一般廃棄物処理基本計画では、従業員一人一日当たり10グラムの減量を目指すものとしていることから、従業員一人ひとりがごみの減量に心がけるものとする。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-2-1	排出事業者責任の自覚と取組の徹底	事業所は排出事業者責任を自覚し、従業員一人ひとりがごみの減量及び分別の徹底を意識するよう取り組みます。	事業ごみの処理ガイドを発行し、排出事業者責任を啓発	発行部数 500部 ホームページへ掲載
1-2-2	多量排出事業所の計画的な取組み	多量排出事業所に対し、減量計画書の提出の徹底を図り、計画的ごみの減量に関する取組を促進します。	減量計画書提出の徹底 多量排出事業所への立入調査の実施 新規の多量排出事業所への立入調査の実施	提出率 99% 新規及び未提出事業所対象
1-2-3	搬入物の定期的な検査	ながの環境エネルギーセンターにおいて、搬入物の抽出開披検査を行います。 搬入物に不適正なものの混入が認められた場合は、厳正に指導します。	ながの環境エネルギーセンターにおいて実施する許可業者搬入車両に対する抽出開披検査への協力	月1回以上

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-2-4	ながのエコ・サークルの普及促進	ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図るとともに、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行います。	広報媒体等を活用した制度の普及啓発 認定事業所の現状把握及び認定事後調査の実施	新規認定数 5事業所 認定後事後調査を行い、取組事例を広報等で紹介
1-2-5	SDGsを意識した取組の推進	企業経営にSDGsを取り込むよう取り組みます。	事業ごみの処理ガイドの改訂 イベントごみの実態を把握し、ごみの適正な分別・減量を呼びかける	

③ 家庭ごみ処理手数料の適正な負担

可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装は、指定袋に入れて排出するものとし、可燃及び不燃ごみについては、指定袋を購入するときに販売店を通じて家庭ごみ処理手数料を納めるものとする。

手数料については、市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回見直すものとする。

納めていただいた手数料は、リサイクルの推進や食品ロス及びプラスチック廃棄物を削減など更なるごみ減量のための施策の財源とする。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-3-1	不適正排出者への指導の徹底	指定袋に入れて排出しない、旧指定袋に手数料納付済みシールを貼らずに排出されたルール違反ごみに対しては、個別に対応し指導を徹底します。	ルール違反ごみを調査し、排出者が特定できた場合は個別指導を実施	
1-3-2	家庭ごみ処理手数料の減免措置	平成21年10月に導入した家庭ごみ処理手数料有料化に伴う減免措置を講じます。	乳幼児、高齢者等の紙おむつ使用世帯、生活保護受給等世帯に対して一定枚数の指定ごみ袋を交付	高齢者サービスガイド、障害福祉サービスガイド、子育てガイドブック及びわくわく子育てLINE等に掲載
1-3-3	家庭ごみ処理手数料の使いみちの情報発信	ごみ指定袋を購入するときに販売店を通じて納めていただいている家庭ごみ処理手数料は、リサイクルや更なるごみ減量のための事業の経費に充てています。 納めていただいた家庭ごみ処理手数料の使いみちの内訳を公表します。	えこねこ通信及びごみ処理概要に掲載	

④ 地域循環共生圏づくりの推進

資源物については、排出機会の増加を図るほか、地域の中で資源物と経済を循環させ、地域循環共生圏づくりを推進する。

地域循環共生圏とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-4-1	家庭の生ごみ資源化の推進	生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ自家処理機器購入費補助金、生ごみ自家処理講座及び生ごみ減量アドバイザー派遣制度等を継続します。 また、ながの環境パートナーシップ会議等と連携しながら、一次生成物や生ごみ堆肥を有効活用します。	生ごみ自家処理機器購入費補助金の交付 段ボール箱を使用した生ごみ自家処理講座の開催 生ごみ堆肥を活用する講座の開催 生ごみ減量アドバイザーの派遣 生ごみ減量アドバイザー研修会の開催 生ごみ減量アドバイザー例会での意見交換会等の実施 一次生成物回収事業	生ごみ自家処理機器購入費補助金 申請個数 318個 開催回数 年12回 開催回数 年2回 派遣回数 年25回 開催回数 年3回
1-4-2	集団回収による資源物循環の促進	集団回収を促進するため資源回収報奨金を交付し、リユースびんの循環を推進するとともに、自治会等の自主的な再資源化活動を支援します。	資源回収報奨金の交付 リユースビン回収量の把握 リサイクルハウス設置事業補助金の交付	実施団体数 550団体 1.8L超、1.8L、ビール大ビン回収本数 27,000本 交付件数 5団体(棟)
1-4-3	剪定枝葉の循環の推進	剪定枝葉等を回収し、堆肥化又はバイオマス発電します。	家庭から排出された剪定枝葉等の資源化	6,547トン
1-4-4	リサイクルプラザを拠点としたリユースの促進	まだ使える不用品を必要とする人へ提供するため、不用品の交換・提供やリサイクル関連イベント等を開催し、長期使用や再使用を促進します。	不用品交換や提供の場として、即売コーナー、持ち帰りコーナー、リサイクル広場、レインボー広場、フリーマーケット、おさがり交換会等を開催	即売コーナー、持ち帰りコーナー 常設 リサイクル広場開催回数 年6回 レインボー広場情報館内掲示 随時 フリーマーケット、エコマルシェ開催回数 年9回 おさがり交換会 年4回

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-4-5	環境にやさしい農業地域循環モデル事業の推進	市農業研修センターで栽培した野菜を国民宿舎松代荘へ販売し地産地消を図るとともに、同施設で発生する野菜くずを堆肥として同センターのは場へ還元する。	野菜くずの回収	

⑤ 食品ロス削減の推進

国の食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、長野市一般廃棄物処理基本計画の中に長野市食品ロス削減推進計画を位置付け、令和12年度(2030年度)を見据えた食品ロスを削減する施策を実施する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-5-1	SDGsに向けた食品ロス削減の取組の推進	食品ロスを発生させないため、一人ひとりの心がけを醸成します。	賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深めるよう啓発 消費者のてまえどりの推進	映像放送等を利用した啓発
1-5-2	食品ロス発生の実態調査	家庭ごみの組成調査に合わせ、食品ロスの発生量を調査し実態把握を行います。	可燃ごみの組成調査を実施、公表	組成調査 年1回 ごみ処理概要及び家庭用資源物・ごみの出し方保存版で公表
1-5-3	フードドライブ活動などへの協力・支援	フードドライブ活動などへの協力・支援を実施します。	市主催共催フードドライブの実施	年5回
1-5-4	事業系食品ロス削減のための各種団体との連携	事業系食品ロスの削減のために各種団体と連携し、実態把握及び削減の取組を図ります。	長野エコ活動推進本部への補助金交付 県・長野エコ活動推進本部と連携し、「30・10運動」街頭啓発の実施	100万円 年2回

⑥ プラスチックスマートの推進

軽くて丈夫な性質により、私たちの生活になくてはならないものとなったプラスチックがごみとなった場合は、その処分に多くの経費がかかっていることから、プラスチックと賢く付き合い、衣・食・住の様々な場面でプラスチック廃棄物を削減していくための施策を検討するものとする。

施策 番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
1-6-1	SDGsに向けたプラスチック削減の取組の推進	プラスチックを正しく使うことについて理解を深めるよう取り組み、その上で衣・食・住の様々な場面で使い捨てプラスチックを削減するよう啓発します。	第五次総合計画アンケートにおいて市民の意識を調査 使い捨てプラスチックを削減するよう啓発	
1-6-2	プラスチックごみの分別の徹底	プラスチック製容器包装について正しく理解し、プラごみを正しく分別することで捨てるときまで責任をもつよう啓発します。	家庭用資源物・ごみの出し方保存版を発行し、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別の仕方について啓発 ながの環境エネルギーセンターにおいて実施する許可業者搬入車両に対する抽出開披検査で廃プラスチックの混入を検査	月1回以上
1-6-3	プラスチック製品の資源化の推進	多量のプラスチックが使用されている小型家電を再資源化するよう啓発します。	家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布に併せて使用済み小型家電回収協力店を周知	

(2) 収集運搬に関する事項

① 住民自治協議会との連携

住民自治協議会と連携し、ごみの分別やごみ集積所の管理、家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布について協力を求める。

施策 番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-1-1	家庭ごみの排出方法の徹底	家庭ごみの分別を徹底し、適正に排出するため、「家庭用資源物とごみの出し方保存版」及び「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」を発行します。 各地区の令和8年度家庭用資源物・ごみ収集カレンダーを全戸配布するための調査を依頼します。	地区等に「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」の配布数の調査を依頼し、その結果に基づき全戸配布 転入者に対しては「家庭用資源物とごみの出し方保存版」を配付	家庭用資源物・ごみ収集カレンダー発行部数 190,000部

施策 番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-1-2	家庭ごみ集積所の適正な管理	家庭ごみは、地区等が設置、維持管理する場所での定日収集方式としていることから、地区等にごみ集積所の安全管理やごみの分別収集に必要なコンテナや収集ネット等の管理を求めます。	環境美化役員説明会でごみ集積所の管理について協力を依頼	32地区
2-1-3	家庭ごみ集積所の維持管理の支援	地区等が設置するごみ集積所が適正に維持管理できるよう支援します。	ごみ集積所設置及び改修事業補助金の交付 ごみ集積所用看板の配布 資源物用コンテナ・ネット類の配布 カラス除けネット有償頒布	小屋タイプ補助件数（設置65棟、改修45棟） 随時 随時 200枚
2-1-4	ごみ収集車へのAEDの搭載	パッカー車にAEDを搭載し、収集時に容体が悪化した人を発見した場合には、救命活動を行います。	パッカー車にAEDを搭載していることを啓発	

② 排出機会の増加

家庭系資源物については、サンデーリサイクル等の拠点回収を充実させ、排出機会の増加を図り、家庭ごみの分別の徹底、可燃・不燃ごみの減量を促進させる。

施策 番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-2-1	家庭系資源物の拠点回収の充実	サンデーリサイクルの拠点回収を充実させ、排出機会の増加を図ります。 また、市役所本庁・支所においても蛍光灯及びスマートフォン・携帯電話の拠点回収を行い、排出機会の増加を図ります。	サンデーリサイクル会場の確保 サンデーリサイクルの日程表を家庭用資源物・ごみ収集カレンダーと合わせて配付	19か所

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-2-2	小売店等における店頭回収の把握	大手小売店等では資源物の店頭回収を実施していることから、その現状を把握するため、店頭回収実施者へ回収量調査を実施します。	回収量調査	年1回

③ 家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック等導入の検討

可燃ごみ指定袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマスプラスチック等の導入を検討する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-3-1	家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック導入の検討	公共ごみ専用指定袋へバイオマスプラスチック等を先行導入し、耐久性や経済性のバランス等を考慮しながら検討します。	意見をいただきながら、材質、配合率及び厚さ等を調整し、引き続き作成	

④ 一般廃棄物収集運搬業許可の検証

近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止する。

今後の事業系ごみ発生量及び社会情勢を予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-4-1	一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針の検討	近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足していることから、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止します。 今後の事業系ごみ発生量及び社会情勢を予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討します。	一般廃棄物処理業の許可条件について、引き続き検証・検討 平成29年4月1日付け新規許可証交付をもって、一般廃棄物収集運搬業許可については、原則停止	一般廃棄物収集運搬業許可業者数 180社
2-4-2	一般廃棄物収集運搬業許可業者への研修会の実施	一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する講習会を実施します。	更新許可（指定）業者に対する講習会の開催	開催回数 年4回

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
2-4-3	一般廃棄物収集運搬業許可業者への指導	一般廃棄物処理業者は排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることから、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターにおいて、搬入物の抽出開披検査を行います。 搬入物に不適正なものの混入が認められた場合は、排出事業者のみならず許可業者に対しても指導します。	ながの環境エネルギーセンターにおいて実施する許可業者搬入車両に対する抽出開披検査への協力	月1回以上

(3) 中間処理に関する事項

① 長野広域連合ごみ処理広域化の推進

長野広域連合は、ごみ焼却施設において、受入ごみを適正かつ効率的に焼却処理し、かつ焼却灰の熔融処理を行うことで、スラグとして再資源化し、最終処分量を削減するものとしている。

また、焼却主灰及び焼却飛灰の一部を民間施設において資源化し、さらなる最終処分量の削減を図るものとしている。

本市は、長野広域連合と連携・協議して施設運営を支援し、継続して地元住民と協議する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-1-1	長野広域連合ごみ処理広域化の推進	長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。	環境推進費負担金の支出	
3-1-2	環境教育拠点の充実	ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターでの処理工程等の見学を通じて、ごみの減量や分別、リサイクルの大切さを学べる機会を提供します。	小学校の社会見学のほか、住自協等の一般団体の見学、親子見学を実施	長野市立小学校54校＋見学を希望する学校・一般団体の受け入れ (来場者数10,000名)

② 資源再生センターの計画的な運営

資源再生センターにおいて、不燃ごみ及び資源物を適正かつ効率的に破碎・選別・資源化等の処理を行えるよう施設を計画的に修繕し、かつ安定的に運営する。

また、資源物については、民間再生事業者の活用による再資源化を推進する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-2-1	資源再生センターの計画的な運営	資源再生センターを計画的に修繕、かつ安定的に運営します。	資源化施設、最終処分各施設の計画的な整備	資源化施設・プラスチック製容器包装圧縮梱包施設のオーバーホール工事、資源化施設ごみクレーン整備工事、最終処分場水処理施設補修工事等の実施
3-2-2	小型家電のピックアップ回収	不燃ごみとして排出された小型家電をピックアップ回収し、資源化します。	資源再生センターでのピックアップ回収の実施	年間を通じ資源化施設で小型家電のピックアップ回収を継続
3-2-3	処理困難物の処理フローの検討	資源再生センターで処理できないものについて処理フローを検討します。	民間業者の活用	
3-2-4	環境調査の実施	市ごみ処理施設周辺の大気測定等環境調査を定期的に行い、測定結果を公表します。	資源再生センター周辺3地点で、有害大気汚染物質等26項目について環境調査を実施、測定結果を迅速に公表	環境調査 年4回

③ ごみ処理手数料の適正な設定

資源再生センターへ直接搬入する不燃ごみ及び資源物の処理手数料等については、市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回見直すものとする。

見直しに当たっては、処理費用を勘案した手数料とすることで、事業者への適切な経済的インセンティブを与えることにより計画的な事業系ごみの排出抑制対策が図られるようにする。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
3-3-1	一般廃棄物会計基準に基づくコスト分析	一般廃棄物会計基準によりごみ処理費用を算出し、公表します。	令和6年度ごみ処理コストを算出し、ごみ処理概要等へ掲載	年1回

(4) 最終処分に関する事項

① 長野広域連合最終処分場の施設整備

長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）が令和3年2月から埋立てを開始し、広域連合管内で最終処分を行っている。エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、長野広域連合においては中間処理による最終処分量の削減と併せ、将来に備えて次期最終処分場の整備についても検討を進めるものとする。

本市は、長野広域連合と連携して施設整備について検討する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
4-1-1	長野広域連合最終処分場の施設整備	長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。	R 7 候補地選定 R12 基本計画など R15 設計・工事(予定) R18 埋立開始(予定)	—

(5) 災害廃棄物対策に関する事項

① 災害廃棄物処理計画の見直し

国の指針や地域防災計画等との整合を図り、災害における最新の智見等を反映させるとともに、見直しの必要が生じた場合は速やかに見直す。

また、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保についても検討する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
5-1-1	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国が策定した「災害廃棄物対策指針」等の上位計画等の変更に基づき、必要な見直しを行います。	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会に参画 長野市災害廃棄物処理計画等の見直し	協議会、情報伝達訓練及び図上演習への参加、意見交換

(6) 計画の推進に関する事項

① P D C Aサイクルによる計画の点検

P D C Aサイクルにより計画を進行管理する。

施策番号	具体的施策名	施策内容	計画概要	計画(数値)目標
6-1-1	P D C Aサイクルによる計画の進行管理	長野市一般廃棄物処理基本計画で定めた「ごみの処理に関し実施する施策の基本方針」に基づき、具体的施策を定めます。 また、数値化できるものは計画値を定めます。	実施計画の策定	年1回

生活排水処理実施計画

1 し尿、浄化槽汚泥処理量の見込み

区 分		単位	令和 7 年度
1 年間処理計画量	2 し尿	kL／年	24, 820
	3 浄化槽汚泥		14, 260
	(1) 単独処理浄化槽		10, 560
	(2) 合併処理浄化槽		770
	(3) 農業集落排水施設		7, 765
			2, 025
1 日平均処理量	2 し尿	kL／日	68. 0
	3 浄化槽汚泥		39. 1
	(1) 単独処理浄化槽		28. 9
	(2) 合併処理浄化槽		2. 1
	(3) 農業集落排水施設		21. 3
			5. 5

2 収集・運搬体制

し尿			浄化槽汚泥（単独・10人槽以下の合併）		
地区	委託・許可	事業者数	地区	委託・許可	事業者数
市全域	委託	1 組合 (8 者)	下記を除く	委託	1 組合 (4者)
			若穂	許可	1 者
			豊野	許可	1 者
			戸隠	許可	1 者
			戸隠の坪山 地区・鬼無里	許可	1 者
			大岡	許可	3 者
			信州新町	許可	2 者
			中条	許可	2 者

浄化槽汚泥（戸別浄化槽）		
地区	委託・許可	事業者数
信州新町の越道、山上条、上条、水内、山穂刈、里穂刈、新町地区	許可	1 者
信州新町の下市場、牧野島、牧田中、中牧、弘崎、信級、日原東、日原西、竹房、左右地区	許可	1 者

浄化槽汚泥（11人槽以上の合併）		
地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	許可	1 者
篠ノ井・松代・川中島・更北・信更	許可	1 組合（4 者）
若穂	許可	1 者
豊野	許可	1 者
戸隠	許可	1 者
戸隠の坪山地区・鬼無里	許可	1 者
大岡	許可	3 者
信州新町	許可	3 者
中条	許可	3 者

農業集落排水		
地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	許可	1 組合（4 者）
豊野	許可	2 者
戸隠	許可	1 者
鬼無里	許可	1 者
信州新町	許可	2 者

※ 若穂・大岡・中条地区は対象施設なし

生活雑排水汚泥		
地区	委託・許可	事業者数
下記を除く	許可	1 組合（3 者）
松代（一部）・若穂・豊野	許可	1 者

生活雑排水汚泥（ディスポーザー）		
地区	委託・許可	事業者数
全地区	許可	1 者・1 組合（3 者）

3 中間処理計画

(1) 長野市衛生センター

- ①所在地 長野市大字川合新田 2 9 3 8
- ②処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
- ③処理能力 1 8 0 kL／日（生し尿 1 4 4 kL／日、浄化槽汚泥 3 6 kL／日）
- ④処理主体 長野市（直営）
- ⑤処理区域 長野、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区
- ⑥処理量見込 し尿 9 , 4 7 0 k L
 浄化槽汚泥 6 , 0 6 0 k L

(2) 須高衛生センター

- ①所在地 須坂市大字小山 2 1 0 4 － 3 6
- ②処理方式 希釈後下水道投入
- ③処理能力 4 0 kL／日（生し尿 3 2 kL／日、浄化槽汚泥 8 kL／日）
- ④処理主体 須高行政事務組合
- ⑤処理区域 若穂地区
- ⑥処理量見込 し尿 6 4 0 k L
 浄化槽汚泥 3 4 0 k L

(3) 千曲衛生センター

- ①所在地 千曲市大字屋代字中島 3 1 1 9
- ②処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
- ③処理能力 3 1 0 kL／日（生し尿 2 7 0 kL／日、浄化槽汚泥 4 0 kL／日）
- ④処理主体 千曲衛生施設組合
- ⑤処理区域 篠ノ井、松代、川中島地区
- ⑥処理量見込 し尿 4 , 1 5 0 k L
 浄化槽汚泥 3 , 7 1 0 k L

(4) 犀峽衛生センター（H26 休止）

- ①所在地 長野市信州新町大字日原東 2 2 6 3 － 3
- ②処理方式 高負荷脱窒素処理方式＋膜分離処理＋高度処理
- ③処理能力 2 7 kL／日（生し尿 25kL／日、浄化槽汚泥 2kL／日）
- ④処理主体 長野市（直営）
- ⑤処理区域
- ⑥処理量見込

(5) 信濃理化学工業(株)

- ①所在地 長野市松代町大室 1 2 7 9 - 1
- ②処理方式 脱水施設
処理水については 活性汚泥法＋接触ばっ気法＋砂ろ過
＋活性炭ろ過で処理後放流
- ③処理能力 1 3 0 kL／日
- ④処理主体 信濃理化学工業(株)－長野市からの委託処理
- ⑤処理区域 長野市全域
- ⑥処理量見込 合併浄化槽汚泥（油分が多いもの） 4 5 0 k L
- ⑦処理量見込 生活雑排水簡易浄化槽汚泥 8 6 0 k L

4 最終処分計画

各中間処理施設において、残渣・脱水汚泥を乾燥あるいは焼却処分後、業者委託により堆肥化又は一部埋立処分する。中間処理施設ごとの計画は下表のとおり。

中間処理施設	最 終 処 分 計 画
長野市衛生センター	・脱水汚泥はクリーンユーキ(株)佐久工場（佐久市）で堆肥化 ・沈砂はイーステージ(株)(佐久市)で焼却後、(株)南都興産（御所市）にて埋立処分 ・し渣は、ながの環境エネルギーセンターで焼却後、別紙「排出状況、処理主体、処理計画一覧表」のとおり資源化・埋め立て
須高衛生センター	・希釈後、下水道投入 ・汚泥は民間事業者にて脱水処理後、堆肥化 ・し渣は、ながの環境エネルギーセンターで焼却後、別紙「排出状況、処理主体、処理計画一覧表」のとおり資源化・埋め立て
千曲衛生センター	・脱水汚泥は千曲衛生センター内で堆肥化 ・沈砂は民間事業者にて埋立処分 ・し渣（長野市分）はちくま環境エネルギーセンターで焼却後、別紙「排出状況、処理主体、処理計画一覧表」のとおり資源化・埋め立て
犀峽衛生センター	(H26休止)
信濃理化学工業(株)	脱水汚泥はクリーンユーキ(株)佐久工場（佐久市）で堆肥化

5 市外からの一般廃棄物受入れ

市外において発生した一般廃棄物を市内へ搬入及び処分（再生）する場合は、長野市外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議に関する事務取扱要領に基づき、排出元自治体と協議し、適当と認められる場合は受入れる。

6 外部搬出

長野市内で資源化处理等できない残渣、脱水汚泥については、処理施設のある市町村との協議終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行う。